別記2

「行政」区分の場合は、採用を希望する地域（試験の区分）に対応する第２次試験地で受験する。

「行政」区分以外の場合は、第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地で受験する。

１．「行政」区分

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
行政北海道地域	札幌市　旭川市	札幌市
行政東北地域	盛岡市　仙台市 秋田市　習志野市	仙台市
行政関東甲信越地域	東京都　新潟市	さいたま市　東京都
行政東海北陸地域	長野市　静岡市 名古屋市　金沢市	名古屋市　金沢市
行政近畿地域	京都市　大阪市	大阪市
行政中国地域	神戸市　松江市 岡山市　広島市	広島市
行政四国地域	山口市　高松市	高松市
行政九州地域	松山市　福岡市 北九州市　熊本市	福岡市　熊本市
行政沖縄地域	鹿児島市　那覇市	那覇市

㈱　「行政関東甲信越地域」、「行政東海北陸地域」及び「行政九州地域」の第２次試験地については、以下のとおりとする。

・「行政関東甲信越地域」　さいたま市又は東京都のいずれかを第１次試験合格通知書で指定

・「行政東海北陸地域」　金沢市…当該地域の第１次試験を金沢市で受験した者
名古屋市…上記以外の者

・「行政九州地域」　熊本市…当該地域の第１次試験を熊本市及び鹿児島市で受験した者
福岡市…上記以外の者

２．「物理」、「電気・電子・情報」、「機械」、「土木」、「建築」、「化学」及び「資源工学」区分

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
物理	札幌市　旭川市	札幌市
	盛岡市　仙台市 秋田市	仙台市
電気・電子・情報	習志野市　東京都 新潟市　長野市	さいたま市 東京都
機械	静岡市　名古屋市	名古屋市
	金沢市	金沢市
土木	京都市　大阪市 神戸市	大阪市
建築	松江市　岡山市 広島市　山口市	広島市
化学	高松市　松山市	高松市
資源工学	福岡市　北九州市	福岡市
	熊本市　鹿児島市	熊本市
	那覇市	那覇市

㈱　第１次試験を習志野市、東京都、新潟市及び長野市で受験した者の第２次試験地については、さいたま市又は東京都のいずれかを第１次試験合格通知書で指定する。

３．「農学」及び「農業土木」区分

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
農学	札幌市　旭川市	札幌市
	盛岡市　仙台市 秋田市	仙台市
	習志野市　東京都 長野市	さいたま市
	新潟市	新潟市
	静岡市　名古屋市	名古屋市
	金沢市	金沢市
	京都市　大阪市 神戸市	京都市
農業土木	松江市　岡山市 広島市　山口市	岡山市
	高松市　松山市	高松市
	福岡市　北九州市	福岡市
	熊本市　鹿児島市	熊本市
	那覇市	那覇市

４．「林学」区分

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
	札幌市　旭川市	札幌市
	盛岡市　仙台市 秋田市	秋田市
	習志野市　東京都 新潟市　長野市	前橋市